

犯罪被害者等の支援について

1. 背景

犯罪被害にあわれた方やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や経済的負担など様々な困難に直面するとともに、犯罪後に生じる興味本位のうわさ、心ない中傷や報道などの二次的被害にも苦しみ、日常生活は一変する状況にある。

そういったなか、国では、平成17年に犯罪被害者等基本法（以下「法」という。）を施行するとともに、犯罪被害者等基本計画を定め、地方公共団体、関係機関や民間団体と連携し、犯罪被害者等のための施策を推進している。

2. 法等に基づく地方公共団体の役割

法第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、都道府県と市町村を区別せず、地域の状況に応じ多岐にわたる施策を連携して総合的に推進することを求めている。

3. 市の支援の考え方等の明確化

犯罪被害者等が、地域社会において配慮され、尊重され、支えられて、平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、市民、関係機関、行政が思いを共有して、犯罪被害者等への支援の取り組みを進められるよう、犯罪被害者等の支援における基本理念、市及び市民等の役割などを明確化する。

（ア）基本理念

- ・犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行う。
- ・犯罪被害者等の支援は、被害の状況等に応じて、適切に途切れなく行う。
- ・二次的被害の防止に最大限の配慮をする。

(イ) 市の役割

- ・法に掲げる基本的施策（相談及び情報の提供等、給付金の支給に係る制度の充実、国民の理解の増進等）を踏まえ、国との役割分担のもと、県・関係機関等と連携・協力して犯罪被害者等への支援策を講じる。

(ウ) 市民等の役割

- ・犯罪被害者等の置かれている状況などの理解を深める。
- ・犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する。
- ・犯罪被害者等のための施策に協力するよう努める。

4. 今後の予定

平成31年1月 パブリックコメントの実施
4月 条例の施行、支援等の実施

